

租税特別措置法に基づく優良な住宅の新築の認定に関する細則（昭和49年10月1日長崎県規則第57号）

最終改正: 平成6年3月31日規則第24号

改正内容: 平成6年3月31日規則第24号[平成22年12月31日]

（趣旨）

第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第2項第6号、第31条の2第2項第6号ニ及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定申請の手続）

第2条 法第28条の4第2項第6号、第31条の2第2項第6号ニ又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅を新築した後に優良住宅認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第6号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の後で、かつ認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地（以下「一団の宅地」という。）の面積計算書
- (2) 一団の宅地に係る土地の登記簿謄本
- (3) 一団の宅地の附近見取図（方位、道路、目標となる地物及び一団の宅地の面積計算上必要な事項、各敷地の区分、各家屋の位置を記載したもの）
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第3項の規定による確認通知書の写し及び同法第7条第3項の規定による検査済証の写し（同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。次号において同じ。）
- (5) 建築基準法第7条第3項の規定による検査済書又はその写し（法第31条の2第2項第6号ニに基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合にあってはこの限りではない。）
- (6) 申請者の宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による資格、設計者及び工事監理者の建築士法（昭和25年法律第202号）による資格並びに工事施行者の建設業法（昭和24年法律第100号）による資格に関する書類の写し
- (7) 床面積計算書（各戸及び各階ごとに、居住の用に供する部分と居住の用に供する部分以外の部分との別、専有部分と共用部分との別、住宅部分と非住宅部分との別、延べ床面積、各階ごとの床面積、共用部分が家屋の延べ床面積に占める比率その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項を記載したもの）
- (8) 各階平面図（方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類、台所等の設備並びに床面積計算上必要な事項を記載したもの）
- (9) 家屋に係る登記簿の謄本
- (10) 台所、便所、洗面設備、浴室及び収納設備に関する説明書及び図面
- (11) 配置図（方位、敷地の境界線、敷地内における家屋及び附属家屋の位置並びに敷地面積計算に必要な事項を記載したもの）
- (12) 敷地面積計算書
- (13) 請負契約書その他の書類の写しで、住宅の建築費の証明となるもの
- (14) 建築費計算書（総建築費及びその細目（本体工事、特殊基礎工事及び各附属設備工事ごとに、昭和54年建設省告示第768号第3及び第4に規定する建築費に含まれる費用と含まれない費用との区別に従って記載する。）請負契約書その他の書類との関連に関する説明並びに3.3平方メートル当りの建築費に関する事項を記載したもの）
- (15) その他知事が必要と認める書類

3 前項の図書（第2号、第4号、第5号、第6号及び第9号に掲げる図書を除く。）には、これを作成した者が記名及び押印をしなければならない。

（認定申請の手続の特例）

第3条 住宅の新築の工事着手後で工事完了前に法第31条の2第2項第6号ニの規定に基づく認定を受けた者で、新築の工事完了後に法第28条の4第2項第6号又は法第63条第3項第6号の規定に基づく認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書（様式第1号）に法第31条の2第2項第6号ニの規定に基づく認定を受けた旨及び認定番号を記載して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築基準法第7条第3項の規定による検査済証又はその写し
- (2) 法第31条の2第2項第6号ニの規定に基づく認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類

（認定の基準）

第4条 知事は、優良住宅認定の申請があった場合において、当該申請に係る住宅の新築が昭和54年建設省告示第768号に規定する基準（以下「優良住宅認定基準」という。）に適合しないとき又はその申請の手続きがこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないものとする。

（認定書の交付）

第5条 知事は、優良住宅認定を行った場合は、認定済証(様式第2号)を交付するものとする。

(申請書の経由)

第6条 この規則の規定による知事に対する優良住宅認定申請書は、当該一団の宅地に係る土地の区域を管轄する市町村長及び県の関係地方機関の長を経由しなければならない。

2 前項の場合において、施行区域が2以上の市町村にわたるときは、それぞれの市町村長を経由しなければならない。

(申請書の提出部数)

第7条 この規則の規定による優良住宅認定申請書及びその添付図書の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本3部とする。ただし、一団の宅地が2以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数に2を加えた数とする。
